**平成２３年（フ）第１２５号**
埼玉県東松山市松山町３丁目５番12号　県営前山団地２―406
破産者　安達　幸子
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第５０号**
神奈川県平塚市御殿３丁目12番28―304号ヴェルテックス湘南、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市四之宮１丁目４番21―404号　ＬＭ平塚総合公園第２
破産者　久保田浩美
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第７０５号**
兵庫県宝塚市山本南１丁目38番７号
破産者　塩谷　清満
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２９号**
大分市大字志生木3857番地
破産者　首藤　正則
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第１５８号**
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江3891番地１　間借家Ｄ号室
破産者　河野　里美（旧姓伊東）
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１６５号**
宮崎市源藤町源藤932番地
破産者　廣永加奈子（旧姓串間）
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１８５４号**
さいたま市岩槻区大字笹久保新田790番地３
破産者　荒井　　勇
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０６号**
大津市月輪３丁目56番２―205号、前住所大津市大江８丁目137番地の12
破産者　小貫　紀久
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６９号**
札幌市厚別区もみじ台北６条３丁目　もみじ台団地Ｎ42棟101号室、破産手続開始決定時の住所札幌市厚別区厚別中央３条２丁目16番18号　シンセリティⅡ―202号
破産者　伊東　良子
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１９号**
青森県弘前市大字和徳町338番地３　古川ハイツＡ号
破産者　小山　省一
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第８７号**
青森県弘前市大字小沢字広野129番地２
破産者　齊藤真由美
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第３８８号**
仙台市太白区八木山東２丁目16番１号
破産者　加瀬谷　崇
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第４２号**
茨城県北茨城市磯原町上相田1076番地の４
破産者　前山　康徳
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第５４号**
茨城県高萩市本町３丁目143番地　ウイングコートⅡ201
破産者　高野まり子
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第２４８号**
さいたま市大宮区寿能町２丁目99番地　町田方
破産者　田中　富子
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８３０号**
さいたま市中央区本町東４丁目24番８号　アサダハイツ201号
破産者　竹浪　恵子
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８４９号**
埼玉県久喜市南３丁目３番28号カーサヴェルデ２号
破産者　栗田　克巳
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９５１号**
埼玉県久喜市栗橋東３丁目６番５号
破産者　佐光　利夫
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８０号**
長野県松本市大字笹賀7438番地　県営住宅168号
破産者　山﨑　　勝
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部